

津地区合併協議会申し合わせ事項

1. 表決の方法について

協議会は、案件を審議し決定する議決機関ではなく、案件を協議し確認する協議機関であることから、表決の際に、多数決を用いることは、本来なじまない。

また、合併協議は、住民生活に大きな影響を及ぼすことから、できる限り構成する自治体間の意見を調整した上で、総意をもって確認することが望ましい。

それゆえに、議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。

ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、合併協議に費やすことのできる時間的な制約を勘案し、議長の判断により、議長を除く出席委員の3分の2以上をもって、全体の意思の確認とすることができるものとする。

(協議会会議運営規程第6条)

2. 合併協議会へ提案する事項の分類方法について

合併協議会へ提案する事項の分類方法について、以下のとおり定義する。

報告するもの

(意思決定を要しないもの)

報告事項 報告を受け、共通認識をもつ

- ・既に決定している事項で、協議会において共通認識を要するもの
(例：協議会規約)
- ・規約、規程等により会長が定めた事項
(例：事務局規程等)
- ・調査、研究の成果等を報告する事項
- ・協議会において、報告事項として取り扱うことと確認されたもの
【提案番号の表記：報告第 号】

協議するもの

(意思決定を要するもの)

議案 議決

- ・法令、規約、規程等の定めにより、協議会において決定すべき事項
(例：協議会運営規程、予算等)
- ・協議会において決定する必要がある事項
【提案番号の表記：議案第 号】

協議事項 確認

- ・協議会規約第3条の規程により、協議会で協議し確認する事項
【提案番号の表記：協議第 号の】

3 . 資料提供の取り扱いについて

協議会資料は、傍聴者に対しても配布するものとする。

ただし、一部閲覧資料とすることもできる。